

大阪市告示第1087号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のように市道の供用を開始する。

その関係図面は、大阪市建設局において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和6年7月31日

大阪市長 横山英幸

路 線 名	区 間	供用開始の期日
西淀川区第752号線	西淀川区出来島1丁目7番の301地から 同 区同 7番の301地まで	告 示 の 日

（建設局総務部管財課）